

資料5 食品添加物の成分表示と定義について

出典：欧州議会および理事会の規則（EU）No 1169/2011、附属書 VII、成分の表示と呼称、パート C
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32011R1169&qid=1654846027682>

Part C：添加物カテゴリ名称と紐づく添加物の固有名称または E 番号による添加物成分の呼称

第 21 条^{※1}を害することなく、本パートに記載された分類の 1 つに属する第 20 条(b)^{※2}で指定されたもの以外の食品添加物および食品酵素は、その分類名の後に特定の名前、必要に応じて、E 番号を付けて指定する必要がある。成分が複数の分類に属する場合、当該食品の場合の主な機能に適切な分類が示されなければならない。

※1 アレルギーまたは不耐性を引き起こす特定の物質または製品の表示

※2 原材料リストからの食品成分の省略

酸 Acid	発泡剤 Foaming agent
酸度調整剤 Acidity regulator	ゲル化剤 Gelling agent
固結防止剤 Anti-caking agent	光沢剤 Glazing agent
消泡剤 Anti-foaming agent	保水剤 Humectant
酸化防止剤 Antioxidant	加工デンプン ⁽²⁾ Modified starch
賦形剤 Bulking agent	保存料 Preservative
着色料 Color	噴出ガス Propellant gas
乳化剤 Emulsifier	膨張剤 Raising agent
乳化塩 ⁽¹⁾ Emulsifying salt	金属封入剤 Sequestrant
固化剤 Firming agent	安定剤 Stabilizer
風味増強剤 Flavor enhancer	甘味料 Sweetener
小麦粉処理剤 Flour treatment agent	増粘剤 Thickener

(1) プロセスチーズおよびプロセスチーズをベースにした製品のみ。

(2) 特定の名前または E 番号を示す必要はない。